

高齢者・障がい者福祉サービスのご案内

大崎市では、次のような福祉サービスを行なっています。ご利用の申請及び詳細は、市民福祉課地域福祉担当にお問い合わせください。

◆主な高齢者福祉サービス（在宅のかたが対象）

サービス名	対象者
家族介護用品（紙おむつ等）助成	60歳以上で常時失禁状態にあり、要支援または要介護の認定者を介護している家族
福祉有償運送利用助成（リフト付き福祉車両）	65歳以上で要介護3、4または5の認定者
タクシー利用助成	65歳以上のみの世帯等で、要介護・要支援の認定者、または介護予防・日常生活支援総合事業対象者かつ住民税非課税世帯のかた
配食サービス	65歳以上のひとり暮らしあるいは高齢者のみの世帯で、食事の用意が困難なかた
軽度生活援助	65歳以上のひとり暮らしあるいは高齢者のみの世帯で、軽度な生活援助が必要なかた
安心見守り（緊急通報）システム（自宅に緊急通報機器を設置し、家庭内の事故等への適切な援助を行うもの）	65歳以上のひとり暮らし等で、要介護・要支援の認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、または脳疾患もしくは心臓病の既往歴のあるかた

◆主な障害者福祉サービス（在宅のかたが対象）※4月以降の各サービスは4月から受付開始

サービス名	対象者
家族介護用品（紙おむつ等）助成	40歳以上の重度身体障害者（下肢1級・2級または体幹1級・2級または療育手帳A）を介護している家族
福祉タクシー券助成	身体障害者手帳1級・2級・内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳Aで、住民税非課税世帯等のかた
燃料費助成	住民税非課税世帯で次のいずれかに該当するかた <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1級・2級、内部障害3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級で、本人が自動車を所有（18歳以下は家族所有でも可）し、本人または家族が運転しているかた ●身体障害者手帳下肢3級で自動車を所有し、本人が運転しているかた
福祉有償運送助成	65歳未満で身体障害者手帳（下肢・体幹）1級・2級のかた

【問い合わせ】市民福祉課 地域福祉担当（電話 38-1155）

乳幼児健診のお知らせ

令和2年度より、3～4か月児健康診査は古川・三本木・田尻地域合同となり、場所は古川保健福祉プラザで開催します。

日程については、各公民館・すまいる園で配布している「乳幼児健診・相談予定表」や広報たじりをご覧ください。

【問い合わせ】田尻総合支所市民福祉課健康増進担当
（電話：38-1155）

